

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月27日 17時55分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市喜志鹿埼南東方沖 喜志鹿埼灯台から真方位123°12.0海里（M）付近 （概位 北緯30°44.5′ 東経131°14.2′）
事故の概要	コンテナ船GOLDEN SHOWER ACEは、南南西進中、また、漁船美津丸は、北西進中、両船が衝突した。 GOLDEN SHOWER ACE は、左舷中央部外板に擦過傷を生じ、また、美津丸は、船首部に破損を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月21日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 GOLDEN SHOWER ACE（パナマ共和国籍）、7,454トン 9445239（IMO番号）、SK SHIPHOLDING S.A. B 漁船 美津丸、7.07トン KG2-2123（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（ベトナム社会主義共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 航海士A（ベトナム社会主義共和国籍）、締約国資格受有者承認証 二級航海士（パナマ共和国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷 B 船首部に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約0.5～2.0m 日没時刻：17時21分ごろ
事故の経過	A船は、単独で船橋当直に当たっていた航海士Aが、左舷前方1M付近にA船の進路を横切る態勢のB船を視認し、B船を避航するために右転した。 航海士Aは、その後B船の動静を確認せず、B船が左舷船尾方を通過したものと思い、左舵を取って原針路に戻した。 船長Bは、操舵室の後方に立って操舵にあたっていたところ、右舷前方から左舷前方に向けて横切る灯火が見えた直後に振動を感じた。 船長Bは、本事故当時、左右に生じていた死角を考慮していなかつ

	た。
分析	<p>A船は、航海士Aが、左舷前方から接近するB船を避航した後、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船がA船の船尾方を通過したと思い、原針路に戻したところ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の航海士Aが、左舷前方から接近するB船を避航した後、B船に対する見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが、死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>